

## 令和7年度 行政評価に係る外部評価意見概要

令和7年8月19日（火）

### ① 不法投棄防止活動事業

- ・私有地にごみを捨てられ、行為者が特定できない場合は、土地の所有者が処理しなければならないと伺った。そうした点をさらに周知すれば、所有者の注意喚起につながるのではないか。
- ・粗大ごみや家電の捨て方が難しい。旭市では粗大ごみや家電はクリーンセンターに持ち込む必要がある。自力で運搬できない場合は、収集運搬業の許可業者に依頼する方法や、協定を結ぶリサイクル業者が自宅まで訪問し、設置場所から直接回収するサービスがあることを、より周知すべきである。
- ・不法投棄監視員制度は、不法投棄の抑止効果を十分に発揮していないと思う。監視員への報酬は県から半額補助があるとのことだが、残りは市の負担である。カメラを設置して抑止効果が得られるのであれば、監視員制度よりもカメラ設置に財源を振り向けたほうが効果的ではないか。効果的な施策に予算を重点投入し、効果が上がっていない部分は見直す必要がある。
- ・道路に多くのごみが捨てられており、同一人物が定期的に行っている形跡も見受けられる。カメラを有効活用して原因者を特定し、注意喚起をより積極的に行うべきである。
- ・以前、環境課へ電話で相当量のごみの散乱を伝えたところ、「一定の場所に集めておいてください。集めていただければ回収に伺います」との対応であった。集積のみであれば対応可能と思われるため、監視員には月1回の報告だけでなく、こうした対応も依頼できるようにしてはどうか。
- ・一般の方が写真を撮ってコメントを添え、不法投棄を通報できるアプリのような仕組みがあれば、関心のある人は通りがかりでも車を一時停止し、撮影・通報ができる。導入コストはかかるかもしれないが、こうしたシステムの導入を検討してはどうか。
- ・不法投棄防止活動事業は、旭市のごみ収集体制とも関連している。出し方が難しくて捨ててしまう場合もあるため、収集方法と併せて見直さなければ効果は上がりにくい。ごみの廃棄方法を一層周知するとともに、不法投棄防止に資するのであれば、費用を投じてでも収集体制の改善に取り組む必要がある。
- ・家電4品目の処理についても、クリーンセンターへ持ち込めば処理してもらえるようにしたほうがよい。
- ・「ゴミゼロ運動」を有効に活用し、啓発・広報活動へつなげるべきである。
- ・旭市には20リットルのごみ袋があるが、一人暮らしにはそれでも大きい。東京都では4リットルなど小型の袋がある。排出マナーの悪いステーションでは、20リットルでも大きいため、びんも缶も一緒に入れて出す例が見られる。小さい袋があれば分別が進む可能性がある。

- ・新しい分別方法になってから、ごみ出しがしづらいと感じる。ごみ出しの煩雑さが不法投棄につながるおそれもある。ごみ袋が高価なわりに出しづらい面があるため、より出しやすい仕組みづくりを望む。

## ② 農村公園維持管理費

### ③ みなと公園管理費

- ・各施設の設置目的や管理方法などを、住民へ説明する必要があるのではないか。
- ・みなと公園の所有者・管理者は千葉県であり、市民目線では所有者や管理者が経費を負担すべきと考える。みなと公園の管理費は463万8,000円で、農村公園と比べても負担が大きい。みなと公園は旧飯岡町の要望に基づき、協議の中で「管理は地元（当時の町）が行う」との約束で整備されたとのことだが、所有者・管理者が千葉県であるのに、なぜ旭市が多額を負担するのか疑問である。
- ・公園の維持管理費はゼロにはできないため、負担主体をどうするかの検討が必要である。君津市ではネーミングライツにより、企業が公園名を命名する代わりに維持費を負担する取り組みがある。いいおかみなと公園は県有であり、ネーミングライツの可否は不明だが、検討の余地はある。農村公園などは区やシルバーパー人材センターに管理を委ねているが、継続が難しくなる場合は、新たな負担先を見いだす必要がある。
- ・いいおかみなと公園は、立地上のポテンシャルが大きい。民間も交えて意見を募る機会を設け、観光資源化の可能性を探るべきである。

## ④ 空き家等対策推進事業

- ・空き家解体への補助金が50万円まで出ることが周知されれば、空き家対策の促進につながる。市の負担は増えるが、周知を強化すべきである。
- ・「旭ボウル」から駅方面への通りの建物は老朽化が著しい。学生や通勤者の歩行・自転車通行も多い通りであり、市として重点的に改善を図ってほしい。
- ・事業評価では「推移が順調」「成果も好調維持」とあるが、説明内容からは必ずしもポジティブに評価できるとは言い難い。理由は2点ある。第一に、特定空家が大きく増加していること。事務事業の推移が順調というのは空き家数が増えていることを指すのだろうが、特定空家の増加は問題の深刻化を示す。こうした状況で「順調」と評価するのは適切ではない。

第二に、空き家の実態把握が十分でないことがある。1,200件の空き家を精査するのは困難だが、対策を促せる空き家と、市が対応を要する空き家の区分を行う必要がある。実態調査をしっかり行い、その上で対策を講じるべきであり、手間や費用をかけてでも調査しなければ今後の対応が進まない。

- ・相続した空き家を処分した場合、3,000 万円までの譲渡所得控除がある。固定資産税納税通知に、空き家の補助事業や税制の情報を同封していると思うが、処分時の税額試算（シミュレーション）を案内できるとよい。
- ・かつては建物登記が義務ではなかったが、昨年から相続登記の義務化が始まった。登記されていない物件が、今問題になっていると思われる。今後、相続登記が進めば法務局から情報が得られるはずであり、その段階で相続人へ連絡し、空き家対応を促す体制を整えてはどうか。今後 10 年は業務が大変だが、この期間に集中的に取り組めば、空き家問題の相当部分が解決に向かうのではないか。